

三重県シニアサッカーリーグ規程

(名称)

第1条 本会は三重県シニアサッカーリーグ(シニアリーグ)と称する

(目的)

第2条 三重県内の40歳以上で構成されたチームが生涯スポーツとしてサッカーを通じて選手相互の親睦と健康の維持・増進をはかることを目的とする

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために次の事業をおこなう

1.リーグ戦

40歳の部 50歳の部 60歳の部

(構成)

第4条 本会は三重県内の下記の年齢により構成されたチーム(団体)で日本サッカー協会への登録もしくはシニア委員会で承認されたチームで構成する

40歳の部 40歳以上で構成されたチーム

(当該登録年度最終日(4月1日)現在の年齢となる)

50歳の部 50歳以上で構成されたチーム

(当該登録年度最終日(4月1日)現在の年齢となる)

60歳の部 60歳以上で構成されたチーム

(当該登録年度最終日(4月1日)現在の年齢となる)

(加盟及び登録)

第5条 参加チームは本会に加盟及び登録をしなければならない

1.本会への新規加盟は三重県シニア委員会に申込みを行い、シニア委員会の承認を得る

2.本会に加盟するチームは年度毎にリーグ運営理事会にチーム及び選手登録をしなければならない

(リーグ参加費)

第6条 リーグ参加費はシニア委員会で定められた金額とする

(リーグ運営理事会)

第7条 本会には次の役員を置く

理事長1名 副理事長2名 理事7名(必要に応じて増減可)

(理事の内、1名は審判担当理事を兼務する)

費用管理担当

40歳の部 運営部長1名 運営副部長1名 運営委員若干名

50歳の部 運営部長1名 運営副部長1名 運営委員若干名

60歳の部 運営部長1名 運営副部長1名 運営委員若干名

1.役員を選出は次の方法による

①シニア委員長が本会の役員を選出する

2.役員職務

①理事長 理事会を代表し会務を執行する(統括)

予算執行・決算報告責任者

リーグ戦の日程を決定する

②副理事長 理事長を補佐し、理事長が不在の時はその職務を代行する

③費用管理担当 リーグ戦にかかわる費用の管理

③運営部長 リーグ戦の日程を実行する

④運営副部長 運営部長を補佐し、運営部長が不在の時はその職務を代行する

⑤理事 各担当地域の会場を確保しリーグ日程に問題が生じないように執行する
(地域チームを優先させる行動は慎む事)

⑥参与 理事会にて重要事項が適正に審議されているかチェックする

3.役員任期は1年とする 但し再任は妨げない

また補欠による役員任期は前任者の残任期間とする

4.役員が所属チームまたは組織を離れた場合、及び役員としてふさわしくない行為があった場合は理事会の決議により解任できる

(参与)

第8条 本会には参与を置く
参与はシニア委員会委員長 副委員長 財務担当部長とする

(会議の成立及び議決)

第9条 理事会は3分の2以上の出席者(委任状含)で成立し、議案は半数をもって決定する

(会議)

第10条 1.リーグ運営理事会

理事会は理事長・副理事長・費用管理担当・理事・運営部長・運営副部長・運営委員
参与をもって構成しリーグ戦の最高議決機関である

2.理事会は必要に応じて理事長が招集する

3.理事会の議長は理事長とする

4.本会の目的に必要な事項の企画立案等を行う

(試合日程)

第11条 リーグ戦参加チームは年間試合計画の中で県リーグを最優先にすること

第12条 全国大会日は対象年代のリーグ戦を組み込まない

第13条 リーグ戦の年間計画は天候による中止以外は変更しない

第14条 三重県下で大雨警報・暴風雨警報・暴風警報が発令された場合は中止とする。

第15条 試合数/チーム・日

年間会場確保数に応じた試合数で作成する

・チーム数が増え2試合が困難になった場合は1試合で可

・年間の必要会場数が確保出来ない場合は1試合で可

第15条 リーグ戦で問題が発生した事項についてはシニア委員会規律委員会で審議する

(付則)

この規約は

平成28年4月1日より施行する

2019年度シニアリーグ戦要項

大会名 三重県シニアサッカーリーグ戦
主催 三重県サッカー協会シニア委員会
主管 シニア委員会県リーグ運営理事会
運営方法 ・40リーグ：前期(2ブロックによるリーグ1回戦総当り)・後期(上位・下位リーグ1回戦総当り)

上位リーグ7チーム 下位チーム7チーム

上位・下位共に前期・後期リーグ勝ち点の合計で順位を決定

前期各ブロック4位についてはリーグ戦の順位決定方法で上位出場チームを決定する

・50リーグ：2回戦総当り

・60リーグ：3回戦総当り

・リーグ戦の勝ち点

勝ち：3点 引き分け：1点 負け：0点

・リーグ戦の順位決定方法

1. 勝ち点の多い順

2. 得失点差の多い順

3. 総得点の多い順

4. 対戦成績で勝ちチーム

5. 対戦成績でも順位が決まらない場合は、同順位とする

競技規則 公益財団法人日本サッカー協会の競技規則による

1. 試合時間

・40リーグ50分<25 - 5 - 25>ゲームとする

・50リーグ50分<25 - 5 - 25>ゲームとする

・60リーグ50分<25 - 5 - 25>ゲームとする

2. 選手交代

交代の人数制限は無い（一度退いた競技者も再び出場できる）

3. 反則行為

・退場(レッドカード)を命じられた選手は、次の1試合に出場する事が出来ない

但し、暴力行為・相手に対する差別発言・ラフプレー等による退場は

最低2試合の出場停止とする

・暴力行為・相手に対する差別発言・ラフプレー等についてはシニア委員会内規律委員会に

報告し出場停止日数を審議する

・同一試合で2回警告を受けた選手は、次の1試合に出場する事が出来ない

(累積管理はしない)

参加資格 ・40リーグ：40歳以上

但し36歳～38歳についてはリーグ運営理事会で登録が認められた場合、参加できる

・50リーグ：50歳以上

但し48歳についてはリーグ運営理事会で登録が認められた場合、参加できる

・60リーグ：60歳以上

但し58歳についてはリーグ運営理事会で登録が認められた場合、参加できる

・規程年齢に達しない選手について試合に常時出場可能なのは2人までとする

・年齢については当該登録年度最終日(4月1日)現在の年齢となる

選手登録 1. シーズン中の追加登録については、日本サッカー協会登録承認後、リーグ運営理事会に

三重県サッカー協会シニアリーグ参加申込書にて追加報告し承認された時点から

選手として活動できる

2. シーズン中の選手移籍については、当該チーム代表者の了解した旨の書面を添付し

リーグ運営理事会に報告し承認された時点から選手として活動できる

優勝・準優勝・3位を表彰する

優勝チームは翌年度の全国シニア大会東海予選大会出場資格を得られる

・50リーグ

優勝・準優勝を表彰する

優勝チームは翌年度の全国シニア大会東海予選大会出場資格を得られる

・60リーグ

優勝を表彰する

優勝チームは翌年度の全国シニア大会東海予選大会出場資格を得られる

・全国シニア大会東海予選大会出場資格はシニア委員会東海大会出場規程に基づく

審判・審判は資格保有者もしくは認定審判員がすること

その他 1. 落雷の恐れがある場合は即刻試合を中断し安全な場所へ避難する

会場当番は審判と協議し試合開始時間の変更または中止を決定する

(試合の成立は前半終了時点とする)

2..夏場熱中症の恐れがある気温の場合、会場当番が各チーム代表を

招集し注意を喚起する事

3. 給水タイムについては、天候の状況を見て審判と会場当番で協議し決定する

4.. リーグ戦に参加する者は、スポーツ傷害保険に加入していること

また試合中の障害等に対する責務は一切負わない

5.. 加盟チームが規約・要項に違反した場合はリーグ運営理事会で審議裁定する

6.. 試合を人数不足等により 棄権する場合は0対11で負けとする

但し試合を棄権しても審判としての割り当て試合は行う事とする

棄権についての処罰(リーグ戦最下位等)は課さないが棄権が複数日に

なると規律委員会で審議裁定する

7.リーグ戦参加チームは年間試合計画の中で県リーグを最優先にすること

8.リーグ戦中止決定方法

①三重県下に大雨警報・暴風警報・暴風雨警報が発令された場合、中止とする

実行委員長が警報情報を確認し対象チームに中止を連絡

②大雨等でも警報が出されていない場合はリーグ戦を開催するが

会場が使用できない場合は中止とする

当日、前半の当番チームが使用可能か会場事務所に確認する事

使用できない場合は3試合目までのチーム及び運営部長・運営副部長に

連絡する事

連絡を受けた運営部長もしくは運営副部長は4試合目からのチームに連絡する事

この要項は

平成31年4月1日より施行する